

## 別表十八の二

### 「法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

#### 1 この表の用途

この表は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法人税及び地方法人税について、連結中間申告をする場合に使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「税務署処理欄」			記載しないでください。
法人税額の計算	「修正・更正・決定の年月日」	当該連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「前連結事業年度の法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額」	前期に措置法第68条の67第1項（連結法人に使用秘密金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使用秘密金の支出がある場合には、前期の別表一の二(一)「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
	「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
	「納付すべき法人税額」	連結親法人が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）又は第2項から第6項まで（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合には、別表十八の二付表一「17」の金額を移記します。	
地方法人税額の計算	「修正・更正・決定の年月日」	当該課税事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に地方法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「前課税事業年度の地方法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額に係る金額」	前期に措置法第68条の67第1項に規定する使用秘密金の支出がある場合には、前期の別表一の二(一)「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額に4.4%を乗じた金額を加えた金額を記載します。	
	「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
	「納付すべき地方法人税額」	連結親法人が地方法第16条第1項（第1号ロに係る部分に限ります。）又は第2項から第7項	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>まで《中間申告》の規定の適用を受ける場合には、別表十八の二付表一「34」の金額を移記します。</p>	

### 3 根拠条文

法81の19、規則37の8、地方法16、地方規則2、3